

平成31年3月定例会 付議事件一覧

平成31年2月25日現在

●市長提出議案案件

先議案件 12件 (補正予算=12件)

議案案件 53件 (当初予算=14件、条例=12件、単行=26件、承認=1件)

諮詢案件 6件 (人権擁護委員=6件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 先議を依頼する議案 (12件)

○ 補正予算議案=12件

頁

1	議案第1号	平成30年度都城市一般会計補正予算（第6号）	※
2	議案第2号	平成30年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※
3	議案第3号	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	※
4	議案第4号	平成30年度都城市整備墓地特別会計補正予算（第1号）	※
5	議案第5号	平成30年度都城市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）	※
6	議案第6号	平成30年度都城市介護保険特別会計補正予算（第3号）	※
7	議案第7号	平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	※
8	議案第8号	平成30年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	※
9	議案第9号	平成30年度都城市電気事業特別会計補正予算（第3号）	※
10	議案第10号	平成30年度都城市水道事業会計補正予算（第4号）	※
11	議案第11号	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	※
12	議案第12号	平成30年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）	※

◎ 通常審議分

○ 当初予算議案=14件

頁

13	議案第13号	平成31年度都城市一般会計予算	※
14	議案第14号	平成31年度都城市食肉センター特別会計予算	※
15	議案第15号	平成31年度都城市国民健康保険特別会計予算	※
16	議案第16号	平成31年度都城市後期高齢者医療特別会計予算	※

17	議案第 17 号	平成 31 年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計予算	※
18	議案第 18 号	平成 31 年度都城市整備墓地特別会計予算	※
19	議案第 19 号	平成 31 年度都城市工業用地造成事業特別会計予算	※
20	議案第 20 号	平成 31 年度都城市介護保険特別会計予算	※
21	議案第 21 号	平成 31 年度都城市電気事業特別会計予算	※
22	議案第 22 号	平成 31 年度都城市水道事業会計予算	※
23	議案第 23 号	平成 31 年度都城市簡易水道事業会計予算	※
24	議案第 24 号	平成 31 年度都城市御池簡易水道事業会計予算	※
25	議案第 25 号	平成 31 年度都城市公共下水道事業会計予算	※
26	議案第 26 号	平成 31 年度都城市農業集落排水事業会計予算	※

○ 条例議案 12 件

頁

27	議案第 27 号	都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について 沖水、志和池及び庄内地区市民センターの建替えに伴い、事務所の位置を変更するため、所要の改正を行うもの	1
28	議案第 28 号	都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に準じて、個人識別符号の定義を追加し、個人情報の定義を明確にする等のため、所要の改正を行うもの	5
29	議案第 29 号	都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について 平成 31 年 4 月 1 日現在の職員数に合わせた職員定数とするため、所要の改正を行うもの	11
30	議案第 30 号	都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について 山田総合センターの改築に伴い、同センターの代替施設として山田総合支所 2 階の会議室等を利用できるようにするため、所要の改正を行うもの	15
31	議案第 31 号	工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 工業標準化法の改正に伴い、文言の整理を行うため、関係条例について所要の改正を行うもの	23
32	議案第 32 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 学校教育法が改正され、専門職大学の制度が設けられることに伴い、文言の整理を行うため、関係条例について所要の改正を行うもの	27
33	議案第 33 号	高崎地区地域密着型施設に係る関係条例の整理に関する条例の制定について 施設の利用の現状に即し、高崎地区公民館分館及び高崎地区内の教育集会所を廃止し、これらの施設を農業者等の研修及び健康増進を図るための集会施設として新たに位置づける等のため、所要の改正を行うもの	33

34	議案第34号 都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について 都城市高崎前田児童遊園を用途廃止するため、所要の改正を行うもの	51
35	議案第35号 都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 普通徴収に係る国民健康保険税の納付方法について、原則として口座振替で納付することを規定するため、所要の改正を行うもの	55
36	議案第36号 都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 介護保険料率の算定に関する国の規準及び諸係数の改正に伴い、介護保険料の算定基準を変更すること等のため、所要の改正を行うもの	59
37	議案第37号 都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について 沖水、志和池及び庄内地区公民館の建替えに伴い、使用料及び位置の変更を行うため、所要の改正を行うもの	63
38	議案第38号 都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について 産業振興と安定的な雇用機会の拡大を目的とし、企業立地の更なる促進を図るため、所要の改正を行うもの	69

○ 単行議案 26件

頁

39	議案第39号 市道の認定及び廃止について 地域高規格道路都城志布志道路の金御岳ICから県境区間の工事進捗その他の理由により、多数の市道に変更が生じたため、当該市道を認定し、及び廃止することについて、議会の議決を求めるもの (認定 20本、廃止 17本)	73
40 — 63	議案第40号～ 議案第63号 都城市農業委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて	※
64	議案第64号 都城市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求ることについて	※

○ 承認議案 1件

頁

65	議案第65号 専決処分した事件の報告及び承認について (和解の成立及び賠償金額の決定について)	※
----	---	---

○ 質問案件 6件

頁

66 — 71	質問第1号～ 質問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求ることについて	※
---------------	--	---

平成 31 年第 1 回都城市議会定例会（3月）

（議案第 1 号～第 65 号、諮詢第 1 号～第 6 号）

議案第 27 号

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市役所支所設置条例の一部を改正する条例
都城市役所支所設置条例（平成18年条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
支所の名称	事務所の位置	支所の名称	事務所の位置
都城市沖水地区市民センター	都城市太郎坊町 <u>1840番地1</u> (略)	都城市沖水地区市民センター	都城市太郎坊町 <u>1840番地2</u> (略)
都城市志和池地区市民センター	都城市上水流町 <u>1533番地1</u> (略)	都城市志和池地区市民センター	都城市上水流町 <u>1536番地</u> (略)
都城市庄内地区市民センター	都城市庄内町 <u>12692番地</u> (略)	都城市庄内地区市民センター	都城市庄内町 <u>12599番地1</u> (略)
			(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1中都城市庄内地区市民センターの項の改正規定 平成31年8月26日
- (2) 別表第1中都城市沖水地区市民センターの項の改正規定 平成31年9月2日
- (3) 別表第1中都城市志和池地区市民センターの項の改正規定 平成31年10月28日

議案第 28 号

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市個人情報保護条例の一部を改正する条例
都城市個人情報保護条例（平成18年条例第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義) <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が當む事業に関して記録された情報に含まれる個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別されるものをいう。</p>	(定義) <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報（個人が當む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(1)の2 <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(1)の3 <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにそ</u></p>

	<p>の取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等 が含まれる個人情報をいう。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p>
	<p>(9)・(10) (略)</p> <p><u>(収集禁止事項)</u></p>
	<p>第8条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。</p> <p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>(2) 差別の原因となる社会的身分に関する事項</p> <p>(3) 犯罪歴に関する事項</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同一項目各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(業務の登録)</u></p>
	<p>第9条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次に掲げる事項を個人情報業務登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</u></p>
	<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

<p>(保有特定個人情報の利用停止請求権)</p> <p>第19条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、それぞれ当該各号に定める措置を請求することができます。</p>	<p>（1）当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第13条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p>
	<p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

- 附 則
(施行期日)
(経過措置)
- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に要配慮個人情報を法令等に基づき収集し、取り扱っている事務については、改正後の第9条第1項中「を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、」とあるのは、「において個人情報を取り扱うときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。

議案第 29 号

都城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

都城市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市職員定数条例の一部を改正する条例
都城市職員定数条例（平成18年条例第33号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,011人</u> (2)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>101人</u> (8) 上下水道局の職員 <u>82人</u> (9) 消防機関の職員 <u>184人</u>	(定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>1,007人</u> (2)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>100人</u> (8) 上下水道局の職員 <u>79人</u> (9) 消防機関の職員 <u>187人</u>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 30 号

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例の制定について

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市山田町公の施設条例の一部を改正する条例
都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(使用料の減免及び還付)	(使用料の減免及び還付)
第11条 (略)	第11条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。）がその目的のために都城市山田総合センターを利用する場合は、別表第5の使用料（冷暖房設備及び器具備品等の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。	4 社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校をいう。）がその目的のために都城市山田総合センターを利用する場合は、別表第5の使用料（冷暖房設備の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる。
5 <u>社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び学校が都城市山田総合センターの器具備品等を利用する場合は、前条に規定する器具備品等の使用料（別表第5器具備品等第2種に係るもの）を除く。）を5割に減額することができる。</u>	5 (略) 6 (略)
6 (略)	別表第1（第1条関係）
7 (略)	別表第1（第1条関係）
	名称 設置目的 位置 位置
	都城市山田総合センター (略) 都城市山田町山田3881番地7 (略)
	(略)
	別表第5（第10条、第11条関係）
	都城市山田総合センター

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	
和室研修室 1	1時間	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
和室研修室 2	同上	100円	同上	
和室研修室 3	同上	100円	同上	
第1研修室	同上	300円	同上	
(略)				(略)
第3研修室	(略)	200円	(略)	
第4研修室	(略)			第3研修室 (略) 100円 (略)
調理室	同上	300円	同上	第4研修室 (略)
大集会室（ステージ同上付）	同上	700円	同上	
冷暖房設備	(略)			冷暖房設備 (略)
器具備第1種ピアノ	1台	3,000円	同上	
品等 第2種 拡声装置	1式	1,000円	同上	
	調理用1台	200円	同上	
	ガス台			

附 則
(施行期日)
1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の都城市山田総合センターに係る利用の許可、使用料の徵収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第30号関係資料

都使審第8号
平成31年1月18日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

平成31年1月17日付け都財第586号で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市山田町公の施設条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、[別表1]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男
委員 永野 修一郎
横山 幸子
長友 佳奈美

[別表 1]

都城市山田町公の施設条例 別表第 5 (第 10 条、第 11 条関係)

都城市山田総合センター

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
第 1 研修室	1 時間	200 円	基礎額と当該金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
第 2 研修室	同上	100 円	同上
第 3 研修室	同上	100 円	同上
第 4 研修室	同上	300 円	同上
冷暖房設備	同上	上記基礎額に 相当する額の 5 割相当額	同上

議案第 31 号

工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

工業標準化法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(都城市手数料条例の一部改正)
第1条 都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第5（第2条関係）		別表第5（第2条関係）	
種類	区分	区分	単位
（略）			
2 公簿又は図面の不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する図面等を基に市が作成した図面の写し（最大日本工業規格A3版）	（略）	（略）	（略）
（略）			
12 写真の市が所有する事務事業に係る航空写真的写し（最大日本付手数料工業規格A3版）	（略）	（略）	（略）
（略）			
（都城市火災予防条例の一部改正） 第2条 都城市火災予防条例（平成18年条例第260号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。			
改正前		改正後	
（避雷設備）		（避雷設備）	
第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業	第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業		

<u>規格</u> に適合するものとしなければならない。
2 (略)

附 則
この条例は、平成31年7月1日から施行する。

<u>規格</u> に適合するものとしなければならない。
2 (略)

<u>規格</u> に適合するものとしなければならない。
2 (略)

議案第32号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

都城市長 池田 宣永

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(都城市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 都城市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) (略) (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行いうに他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) (略)	(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) (略) (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行いうに他の法律に特別の規定があるものであつて同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。） (3) (略)
(都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正) 第2条 都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年条例第45号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	(都城市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧

専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した者

(4)・(5) (略)

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にはあっては1年以上、第2号の卒業者には2年以上水道に関する技術上の実務に従事した者

(7)・(8) (略)

2 (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいづれかに該当することとする。

(1) (略)

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する者

期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)・(5) (略)

(6) 第1号又は第2号の卒業者であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にはあっては1年以上、第2号の卒業者には2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7)・(8) (略)

2 (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいづれかに該当することとする。

(1) (略)

(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。）において同じ。）については7年以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>														
<p>(都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第3条 都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">改正前</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(職員)</td> <td style="text-align: center;">(職員)</td></tr> <tr> <td>第10条 (略)</td> <td>第10条 (略)</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td> <td>2 (略)</td></tr> <tr> <td>3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</td> <td>3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</td></tr> <tr> <td>(1)～(4) (略)</td> <td>(1)～(4) (略)</td></tr> <tr> <td>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科</td> <td>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科</td></tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	(職員)	(職員)	第10条 (略)	第10条 (略)	2 (略)	2 (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科	(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科
改正前	改正後														
(職員)	(職員)														
第10条 (略)	第10条 (略)														
2 (略)	2 (略)														
3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいづれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。														
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)														
(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科	(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科														

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6)～(9) (略)
4・5 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 33 号

高崎地区地域密着型施設に係る関係条例の整理に関する条例の制定について

高崎地区地域密着型施設に係る関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宣永

高崎地区地域密着型施設に係る関係条例の整理に関する条例
(都城市公民館条例の一部改正)

第1条 都城市公民館条例(平成21年条例第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後													
(名称、位置及び対象区域)															
第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。			第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td></td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			名称	位置	対象区域	(略)		(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th><th>対象区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高崎地区公民館</td><td>(略)</td><td>高崎地区公民館 (略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	対象区域	高崎地区公民館	(略)	高崎地区公民館 (略)
名称	位置	対象区域													
(略)		(略)													
名称	位置	対象区域													
高崎地区公民館	(略)	高崎地区公民館 (略)													
高崎地区公民館	(略)	高崎中学校の通学区域の一部及び笛水中学校の通学区域	高崎中学校及び笛水中学校の通学区域												
前田分館	都城市高崎町前田2330番地1	高崎中学校の通学区域の一部	高崎中学校の通学区域												
繩瀬分館	都城市高崎町繩瀬1823番地3	高崎中学校の通学区域の一部	高崎中学校の通学区域												
江平分館	都城市高崎町江平2329番地9	高崎中学校の通学区域の一部	高崎中学校の通学区域												
東霧島分館	都城市高崎町東霧島757番地1	高崎中学校の通学区域の一部	高崎中学校の通学区域												
2	(略)	2 (略) (使用料の減免)	2 (略) (使用料の減免)												
第11条	(略)	第11条 (略)	第11条 (略)												
2・3	(略)	2・3 (略)	2・3 (略)												
4	前3項の規定にかかわらず、中郷地区公民館多目的ホール、	4 前3項の規定にかかわらず、中郷地区公民館多目的ホールを	4 前3項の規定にかかわらず、中郷地区公民館多目的ホールを												

高崎地区公民館前田分館遊戯室及び高崎地区公民館縄瀬分館多目的ホールを体育用として利用する場合において、別表第2に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合は、使用料を徴収する。

5 (略)

別表第1 (第10条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館 使用料 高崎区民 地公館	(略)		
高崎調理室	同上	100円	同上
地区和室	同上	200円	同上
公民遊戯室(会議 館用)	同上	500円	同上
前田遊戯室 分館 (体育以下利 用)	高校生 大人利 用	同上 100円	50円 同上
照明設 備	1 体 當 たり 1 時 間	同上 100円	200円 同上
高崎和室	1時		200円 同上

体育用として利用する場合において、別表第2に掲げる事項に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用の場合を除き照明設備使用料は、徴収する。

5 (略)

別表第1 (第10条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
公民館 使用料 高崎区民 地公館	(略)		
高崎公民館	高崎公民館	(略)	(略)

地区	間		
公民竹加工室	同上	300円	同上
多目的ホール	同上	600円	同上
東霧島分館	(会議用)		
高崎和室	同上	200円	同上
地区研修室	同上	200円	同上
公民多目的ホール	同上	600円	同上
館(会議用)			
瀬繩多目的高教室	同上	50円	同上
分館ホール	以下利用		
(体育用)	大人利用	100円	同上
照明設1回	体當たり	200円	同上
備	1時間		
高崎和室1	1時間	200円	同上
地区公民和室2	同上	200円	同上
館會議室	同上	200円	同上
江平健康増進室	同上	200円	同上
分館視聴覚室	同上	300円	同上
多目的ホール	同上	700円	同上
	(会議用)		

(略)	(略)																																
備考 (略)	備考 (略)																																
(都城市教育集会所条例の一部改正) 第2条 都城市教育集会所条例(平成18年条例第269号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。	<p style="text-align: center;">改正前</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(名称及び位置)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>都城市梅北教育集会所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>都城市高崎教育集会所</td><td>都城市高崎町大塙田585番地1</td></tr> <tr> <td>都城市高崎笛ヶ水教育集会所</td><td>都城市高崎町笛水312番地</td></tr> <tr> <td>所</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">改正後</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(名称及び位置)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。</td> </tr> <tr> <td>名称</td><td>位置</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>都城市梅北教育集会所</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>都城市高崎教育集会所</td><td>都城市高崎町大塙田585番地1</td></tr> <tr> <td>都城市高崎笛ヶ水教育集会所</td><td>都城市高崎町笛水312番地</td></tr> <tr> <td>所</td><td></td></tr> </table>	(名称及び位置)		第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		名称	位置	(略)	(略)	都城市梅北教育集会所	(略)	都城市高崎教育集会所	都城市高崎町大塙田585番地1	都城市高崎笛ヶ水教育集会所	都城市高崎町笛水312番地	所		(名称及び位置)		第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。		名称	位置	(略)	(略)	都城市梅北教育集会所	(略)	都城市高崎教育集会所	都城市高崎町大塙田585番地1	都城市高崎笛ヶ水教育集会所	都城市高崎町笛水312番地	所	
(名称及び位置)																																	
第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。																																	
名称	位置																																
(略)	(略)																																
都城市梅北教育集会所	(略)																																
都城市高崎教育集会所	都城市高崎町大塙田585番地1																																
都城市高崎笛ヶ水教育集会所	都城市高崎町笛水312番地																																
所																																	
(名称及び位置)																																	
第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。																																	
名称	位置																																
(略)	(略)																																
都城市梅北教育集会所	(略)																																
都城市高崎教育集会所	都城市高崎町大塙田585番地1																																
都城市高崎笛ヶ水教育集会所	都城市高崎町笛水312番地																																
所																																	
(使用料の減免)																																	
第12条 (略)	第12条 (略)																																
2 (略)	2 (略)																																
3 <u>前2項の規定にかかわらず、高崎笛ヶ水教育集会所会議室を</u> <u>体育用として利用する場合において、別表第2に掲げる事項に</u> <u>該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共</u> <u>的利用の場合を除き照明設備使用料は、徴収する。</u>	<p><u>3 市長は、前2項に定めるもののほか、特別の理由があると認</u> <u>めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、前3項に定めるもののほか、特別の理由があると認</u> <u>めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1 (第11条関係)</p>																																
区分	単位 基礎額 単位当たりの使用																																

料の額	料の額	料の額
広原・(略)	広原・(略)	広原・(略)
高崎教室	同上	300円 同上
高崎集会和室	同上	200円 同上
高崎調理室	同上	100円 同上
高崎笛会議室(会議用)	同上	500円 同上
ヶ水教室	同上	50円 同上
育会(体育用)	同上	100円 同上
所用)大人	同上	200円 同上
和室	同上	200円 同上
調理室	同上	200円 同上
(略)		(略)
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)

(都城市農村環境改善センター条例の一部改正)
第3条 都城市農村環境改善センター条例(平成18年条例第358号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 都城市高崎江平地区農村環境改善セ	(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 都城市江平農村環境改善センター (略)
(略)	(略)

ンター

別表第1（第14条関係）
(1) 多目的ホール

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)			

1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（次表において同じ。）。

2・3 (略)

(2) (略)

(2) (略)

別表第1（第14条関係）
(1) 多目的ホール

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
(略)			

1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（次表において同じ。）。

2・3 (略)

(2) (略)

(3) 都城市江平農村環境改善センターの附属施設

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
和室1	1 時間	200円	額に消費税法に定めめる消費税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当

たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
<u>和室2</u>	同上 200円 同上
<u>会議室</u>	同上 200円 同上
<u>健康増進室</u>	同上 200円 同上
<u>視聴覚室</u>	同上 300円 同上
<u>多目的ホール（会議用）</u>	同上 700円 同上
<u>冷暖房設備</u>	同上 上記基同上 盤額に相当する額の5割相当額

(都城市多目的研修集会施設条例の一部改正)

第4条 都城市多目的研修集会施設条例(平成18年条例第190号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
(名称及び位置)	(名称及び位置)								
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	名称	位置	(略)		<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>位置</td> </tr> <tr> <td>都城市高崎東霧島地区多目的集会所</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	名称	位置	都城市高崎東霧島地区多目的集会所	(略)
名称	位置								
(略)									
名称	位置								
都城市高崎東霧島地区多目的集会所	(略)								

会所
都城市前田多目的集会所
都城市繩瀬多目的集会所

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、別表第1の料率を適用して得た額とする。ただし、都城市今町地区多目的研修集会施設の使用料は、無料とする。

2～4 (略)

別表第1 (第15条関係)

(1) 多目的ホール

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ミニバアマチ入場料 レコードアスを徴収しない 一トボーッシなし <u>(1面当たる)</u>	高校生1時間 場合	50円	基础額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。こ

都城市前田多目的集会所	都城市高崎町前田2330番地1
都城市繩瀬多目的集会所	都城市高崎町繩瀬1823番地3
都城市大牟田多目的集会所	都城市高崎町大牟田585番地1
都城市笛水多目的集会所	都城市高崎町笛水312番地

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、別表第1の料率を適用して得た額とする。

2～4 (略)

別表第1 (第15条関係)

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ミニバアマチ入場料 レコードアスを徴収しない 一トボーッシなし <u>(1面当たる)</u>	高校生1時間 場合	50円	基础額と当該金額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。こ

				の場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
入場料	高校生	同上	100円	同上
を徴収する場合	以下		150円	同上
アマチ入場料を徴収しユアスない場合	大人	同上	300円	同上
アマチ入場料を徴収すユアスない場合	以外	同上	1,600円	同上
バレーボールコート	アマチ入場料	高校生	100円	同上
(1面当たる)	を徴収する場合	以下		
アマチ入場料を徴収しユアスない場合	大人	同上	200円	同上
アマチ入場料を徴収すユアスない場合	以下	同上	300円	同上
アマチ入場料を徴収すユアスない場合	大人	同上	600円	同上
アマチ入場料を徴収すユアスない場合	以上	同上	1,600円	同上
アマチ入場料を徴収すユアスない場合	以上	同上	4,800円	同上

<u>以外</u>	<u>る場合</u>	<u>照明設備 (1 団体当たり)</u>	<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
-----------	------------	-----------------------	-----------	-------------	-----------

区分		単位	基礎額	単位当たりの 使用料の額
都 城	多目的ホール	1 時 間	無料	無料
市 今	和室	同上	同上	同上
町 地 区	調理実習室	同上	同上	同上
多目的冷暖房設備		同上	同上	同上
研修用ガス台		1 台	同上	同上
集 会				
施 設				
都 城	多目的ホール	マ 入 場	高 校 生 1 時 間	50円
市 高 的	ニ ア マ チ ユ 料 を 以 下	徴 収	基 础 額 と 当 該	基 础 額 に 消 費 稅
城 多 一	レ チ ユ ア	し な	金 額 に 消 費 稅	法 (昭 和 63 年
的 目 的	一 ル 一 コ ア	い 場	法 律 第 108 号)	に 定 め る 消 費
研 修 集 会	(1 面 当	合	税 の 税 率 を 乗	じ て 得 た 額 及
設 施	面 た り)			び そ の 額 に 地
				方 税 法 (昭 和
				25 年 法 律 第
				226 号) に 定 め
				る 地 方 消 費 稅
				の 税 率 を 乗 じ
				て 得 た 額 を 合
				算 し た 額 と の
				合 計 額 と す

る。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

<u>大人</u>	<u>同上</u>	<u>100円 同上</u>
<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>高校生以下</u>	<u>150円 同上</u>
<u>アマチュア以降</u>	<u>大人</u>	<u>300円 同上</u>
<u>アマチュア以降</u>	<u>入場料を徴収しない場合</u>	<u>1,600円 同上</u>
<u>外</u>	<u>入場料を徴収する場合</u>	<u>4,800円 同上</u>
<u>バーレアマニア</u>	<u>高校生以下</u>	<u>100円 同上</u>
<u>（1面当たり）</u>	<u>大人</u>	<u>200円 同上</u>
<u>（1面当たり）</u>	<u>高校生以下</u>	<u>300円 同上</u>
<u>（1面当たり）</u>	<u>大人</u>	<u>600円 同上</u>

する場合	入場料を徴収する場合	同上	1,600円 同上
アマチュア以会	アマチュア以会		
外	入場料を徴収する場合	同上	4,800円 同上
照明設備(1団体当たり)	同上	200円 同上	
都城多目的ふれあいセンター	多目的ふれあいセンター	高生以下	50円 同上
霧島一多目的集会所	一ト面当たり)	徴収大人	同上 100円 同上
		しない場合	
		入場料を徴収する場合	同上 150円 同上
		入場料を徴収する場合	同上 300円 同上
アマチュア以会	アマチュア以会	同上	1,600円 同上
外	入場料を徴収する場合	同上	4,800円 同上
照明設備(1団体当たり)	同上	200円 同上	
多目的ホール(会議用)	同上	600円 同上	
和室	同上	200円 同上	
調理実習室	同上	200円 同上	

<u>竹加工室</u>	同上	300円	同上
<u>冷暖房設備</u>	同上	上記 基 礎額に 相当す る額の 5割相 当額	同上
<u>調理用ガス台</u>	1台	200円	同上
<u>都城多目的ホール(体育用)</u>	1時 間	50円	同上
<u>市前田多目的集会所</u>	大人 照明設備(1団体同上 当たり)	100円	同上
		200円	同上
<u>多目的ホール(会議用)</u>	同上	500円	同上
<u>和室</u>	同上	200円	同上
<u>調理室</u>	同上	100円	同上
<u>冷暖房設備</u>	同上	上記 基 礎額に 相当す る額の 5割相 当額	同上
<u>調理用ガス台</u>	1台	200円	同上
<u>都城多目的ホール(体育用)</u>	1時 間	50円	同上
<u>市瀬多目的</u>	大人 照明設備(1団体同上 当たり)	100円	同上
		200円	同上

集会所	<u>当たり)</u>			
	<u>多目的ホール(会議用)</u>	<u>同上</u>	<u>600円</u>	<u>同上</u>
和室		<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
研修室		<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
冷暖房設備		<u>同上</u>	<u>記基</u>	<u>同上</u>
		<u>基礎額に</u>		
		<u>相当す</u>		
		<u>る額の</u>		
		<u>5割相</u>		
	<u>当額</u>			
都城会議室 市大和室		<u>同上</u>	<u>300円</u>	<u>同上</u>
牟田調理室		<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
多目冷暖房設備 的会所		<u>同上</u>	<u>100円</u>	<u>同上</u>
		<u>上記基</u>		
		<u>基礎額に</u>		
		<u>相当す</u>		
		<u>る額の</u>		
		<u>5割相</u>		
	<u>当額</u>			
調理用ガス台		<u>1台</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
都城会議室(市体育用)	<u>高級生以下</u>	<u>1時間</u>	<u>50円</u>	<u>同上</u>
多目的会所	<u>大人</u>	<u>同上</u>	<u>100円</u>	<u>同上</u>
	<u>照明設備(1団体当たり)</u>	<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>
和室	<u>会議室(会議用)</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
		<u>同上</u>	<u>200円</u>	<u>同上</u>

<u>調理室</u>	同上	200円	同上
<u>冷暖房設備</u>	同上	上記基礎額に相当する額の5割相当額	同上
<u>調理用ガス台</u>	1台	200円	同上

備考

1 利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（次表において同じ。）。

2・3（略）

(2) 都城市高崎東霧島地区多目的集会所の附属施設

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
調理実習室	1時間	200円	基礎額と当該金額に消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（都城市高崎前田児童館条例及び都城市高崎児童福祉社会館条例の廃止）

第5条 都城市高崎前田児童館条例（平成21年条例第18号）及び都城市高崎児童福祉社会館条例（平成21年条例第19号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(準備行為)
 - 2 前項の規定にかかるわらず、施行日以後の都城市江平農村環境改善センター、都城市東霧島多目的集会所、都城市前田多目的集会所、都城市繩瀬多目的集会所、都城市大牟田多目的集会所及び都城市笛水多目的集会所に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第34号

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

都城市長 池田宜永

都城市児童遊園条例の一部を改正する条例
都城市児童遊園条例（平成18年条例第123号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。
名称 位置 (略)	名称 位置 (略)

都城市山田北田児童遊園 (略)
都城市高崎前田児童遊園 都城市高崎町前田4756番5
都城市高崎上新田児童遊園 (略)

都城市山田北田児童遊園 (略)
都城市山田北田児童遊園 (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 35 号

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
都城市国民健康保険税条例（平成18年条例第157号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(徴収の方法)	(徴収の方法)
第11条 (略)	第11条 (略) <u>2 普通徴収に係る保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、口座振替の方法によることができないときは、納付書による納付その他の方法による。</u>
附 則	この条例は、平成31年10月1日から施行する。

議案第 36 号

都城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市介護保険条例（平成18年条例第159号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（保険料率）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>33,480円</u>とする。</p>	<p>（保険料率）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,900円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「27,900円」とあるのは、「46,500円」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「27,900円」とあるのは、「53,940円」と読み替えるものとする。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第13条 協議会は、次に掲げる事項について、審議するものとする。</p> <p>(1) 法第117条第1項の規定による市介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定又は変更に関する事項</p> <p>(2)～(4) （略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p>

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の都城市介護保険条例第5条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 37 号

都城市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

都城市公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市公民館条例（平成21年条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後

改正前		改正後																																																																					
<p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖水地区公民館</td> <td>都城市太郎坊町<u>1839番地</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄内地区公民館</td> <td>都城市庄内町<u>12692番地</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	対象区域	(略)			沖水地区公民館	都城市太郎坊町 <u>1839番地</u>	(略)	(略)			庄内地区公民館	都城市庄内町 <u>12692番地</u>	(略)	(略)			<p>(名称、位置及び対象区域)</p> <p>第4条 公民館の名称、位置及びその事業の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>沖水地区公民館</td> <td>都城市太郎坊町<u>1840番地2</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>庄内地区公民館</td> <td>都城市庄内町<u>12599番地1</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	位置	対象区域	(略)			沖水地区公民館	都城市太郎坊町 <u>1840番地2</u>	(略)	(略)			庄内地区公民館	都城市庄内町 <u>12599番地1</u>	(略)	(略)																																		
名称	位置	対象区域																																																																					
(略)																																																																							
沖水地区公民館	都城市太郎坊町 <u>1839番地</u>	(略)																																																																					
(略)																																																																							
庄内地区公民館	都城市庄内町 <u>12692番地</u>	(略)																																																																					
(略)																																																																							
名称	位置	対象区域																																																																					
(略)																																																																							
沖水地区公民館	都城市太郎坊町 <u>1840番地2</u>	(略)																																																																					
(略)																																																																							
庄内地区公民館	都城市庄内町 <u>12599番地1</u>	(略)																																																																					
(略)																																																																							
<p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料 沖 地 区 公 館</td> <td>第1研修室 同上</td> <td>100円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2研修室 同上</td> <td>300円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室小 同上</td> <td>200円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室大 同上</td> <td>300円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室 同上</td> <td>300円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大会議室 同上</td> <td>600円 同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				使用料 沖 地 区 公 館	第1研修室 同上	100円 同上			第2研修室 同上	300円 同上			和室小 同上	200円 同上			和室大 同上	300円 同上			調理室 同上	300円 同上			大会議室 同上	600円 同上		<p>別表第1（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公民館 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料 沖 地 区 公 館</td> <td>水相談室 同上</td> <td>100円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>区和室 同上</td> <td>200円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室 同上</td> <td>300円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小会議室 同上</td> <td>200円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>中会議室 同上</td> <td>300円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>小会議室及び 中会議室を併せて 使用する 場合</td> <td>500円 同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>多目的ホール 同上</td> <td>700円 同上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	公民館 (略)				使用料 沖 地 区 公 館	水相談室 同上	100円 同上			区和室 同上	200円 同上			調理室 同上	300円 同上			小会議室 同上	200円 同上			中会議室 同上	300円 同上			小会議室及び 中会議室を併せて 使用する 場合	500円 同上			多目的ホール 同上	700円 同上	
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																																				
公民館 (略)																																																																							
使用料 沖 地 区 公 館	第1研修室 同上	100円 同上																																																																					
	第2研修室 同上	300円 同上																																																																					
	和室小 同上	200円 同上																																																																					
	和室大 同上	300円 同上																																																																					
	調理室 同上	300円 同上																																																																					
	大会議室 同上	600円 同上																																																																					
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額																																																																				
公民館 (略)																																																																							
使用料 沖 地 区 公 館	水相談室 同上	100円 同上																																																																					
	区和室 同上	200円 同上																																																																					
	調理室 同上	300円 同上																																																																					
	小会議室 同上	200円 同上																																																																					
	中会議室 同上	300円 同上																																																																					
	小会議室及び 中会議室を併せて 使用する 場合	500円 同上																																																																					
	多目的ホール 同上	700円 同上																																																																					

(多目的室 から多目的室 までの金て を使用する場 合)			
<u>多目的室 1</u>	<u>同上</u>	<u>300円</u>	<u>同上</u>
<u>多目的室 2</u>	<u>同上</u>	<u>300円</u>	<u>同上</u>
<u>多目的室 3</u>	<u>同上</u>	<u>300円</u>	<u>同上</u>
<u>多目的室 1 及 び多目的室 2 を併せて使用 する場合</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
<u>多目的室 2 及 び多目的室 3 を併せて使用 する場合</u>	<u>同上</u>	<u>500円</u>	<u>同上</u>
<u>志和地公館 池北地区民</u>	<u>相談室</u> <u>和室</u> <u>調理室</u> <u>小會議室</u> <u>中會議室</u> <u>小會議室及び 中會議室を併 せて使用する 場合</u>	<u>100円</u> <u>100円</u> <u>300円</u> <u>200円</u> <u>200円</u> <u>300円</u>	<u>同上</u> <u>同上</u> <u>同上</u> <u>同上</u> <u>同上</u> <u>同上</u>
<u>志和地公館 池北地区民</u>	<u>会議室</u>	<u>300円</u>	<u>同上</u>

備考

附則

施行期日)

- 1 1 この条例は、次の各号に応じ、当該各号に定める日から施行する。
(1) 第4条の表中庄内地区公民館の項の改正規定及び別表第1中公民館使用料の部庄内地区公民館の款の改正規定 平成31年8月26日

2 (2) 第4条の表中沖水地区公民館の項の改正規定、別表第1中公民館使用料の部沖水地区公民館の款の改正規定及び別表第1備考第3項の改正規定 平成31年9月2日
(3) 別表第1中公民館使用料の部志和池地区公民館の款の改正規定 平成31年10月28日
(準備行為)
2 前項の規定にかかわらず、施行日以後の沖水地区公民館、志和池地区公民館及び庄内地区公民館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 38 号

都城市企業立地推進条例の一部を改正する条例の制定について

都城市企業立地推進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

都城市企業立地促進条例の一部を改正する条例
都城市立地促進条例（平成18年条例第207号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(奨励措置の対象等)</p> <p>第4条 前条の奨励措置は、次に掲げる工場等の条件を満たす者で、市長が指定したもの（以下「指定事業者」という。）又は指定事業者に新たに取得した用地、構築物等を賃貸し、立地支援を行う企業（第2条第11号ただし書に該当する者を除く。以下「立地支援企業」という。）に対して行う。ただし、指定事業者が立地支援企業から用地、構築物等を賃借する場合における投下固定資産総額は、指定事業者及び立地支援企業の投下固定資産額の合計とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>情報サービス施設又はコールセンター施設</u> 雇用増加が<u>5人以上のもの</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(奨励措置の対象等)</p> <p>第4条 前条の奨励措置は、次に掲げる工場等の条件を満たす者で、市長が指定したもの（以下「指定事業者」という。）又は指定事業者に新たに取得した用地、構築物等を賃貸し、立地支援を行う企業（第2条第11号ただし書に該当する者を除く。以下「立地支援企業」という。）に対して行う。ただし、指定事業者が立地支援企業から用地、構築物等を賃借する場合における投下固定資産総額は、指定事業者及び立地支援企業の投下固定資産額の合計とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>情報サービス施設</u> 雇用増加が<u>2人以上のもの</u></p> <p>(6) <u>コールセンター施設</u> 雇用増加が<u>5人以上のもの</u></p> <p>2～4 (略)</p>

附 則 (施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前に指定事業者の申請をした者に対する奨励措置については、なお、従前の例による。

議案第 39 号

市道の認定及び廃止について

別紙のとおり市道を認定及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

都城市長 池田 宜永

別紙

認定路線

庄内・横市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
20637	庄内637号線	都城市 庄内町	都城市 庄内町	資料番号①

五十市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
51018	都原1018号線	都城市 都原町	都城市 都原町	資料番号④
51019	都原1019号線	都城市 都原町	都城市 都原町	資料番号④
51020	都原1020号線	都城市 都原町	都城市 都原町	資料番号④
51021	都原1021号線	都城市 都原町	都城市 都原町	資料番号④

中郷東部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
90310	嫁坂東310号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90319	嫁坂東319号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90320	嫁坂東320号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90323	嫁坂東323号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90324	嫁坂東324号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90325	梅北東325号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90331	嫁坂東331号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90332	眉白山332号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90333	嫁坂東333号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑨
90337	嫁坂東337号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑨
90339	大浦339号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑩
90340	大浦340号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑩
90341	大浦341号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑪
90358	大浦358号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑩
90424	大浦424号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑪

廃止路線

庄内・横市地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
20426	平田426号線	都城市 乙房町	都城市 乙房町	資料番号②

沖水地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
40410	神之山410号線	都城市 神之山町	都城市 神之山町	資料番号③
40422	神之山422号線	都城市 神之山町	都城市 神之山町	資料番号③

五十市地区

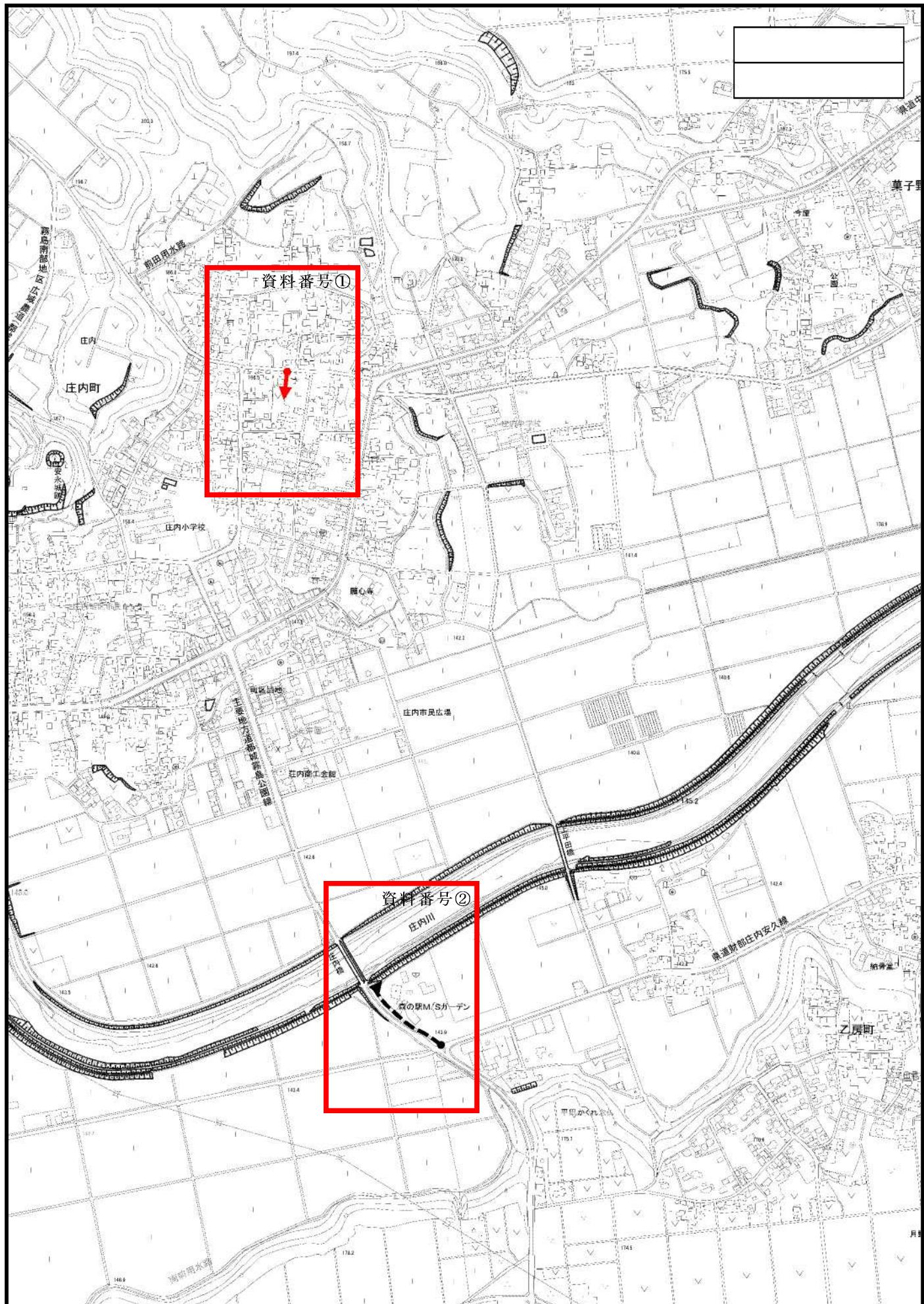
路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
50861	狐塚861号線	都城市 平塚町	都城市 平塚町	資料番号⑤
50988	蓑原988号線	都城市 蓑原町	都城市 蓑原町	資料番号⑥

中郷東部地区

路線番号	路線名	起 点	終 点	備 考
90320	嫁坂東320号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90323	嫁坂東323号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90324	嫁坂東324号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑦
90325	梅北東325号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90331	嫁坂東331号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90332	眉白山332号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑧
90333	眉白山333号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑨
90337	嫁坂東337号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑨
90338	嫁坂東338号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑨
90358	大浦358号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑩
90424	大浦424号線	都城市 梅北町	都城市 梅北町	資料番号⑪
90624	尾平野624号線	都城市 安久町	都城市 安久町	資料番号⑫

議案第39号関係資料

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

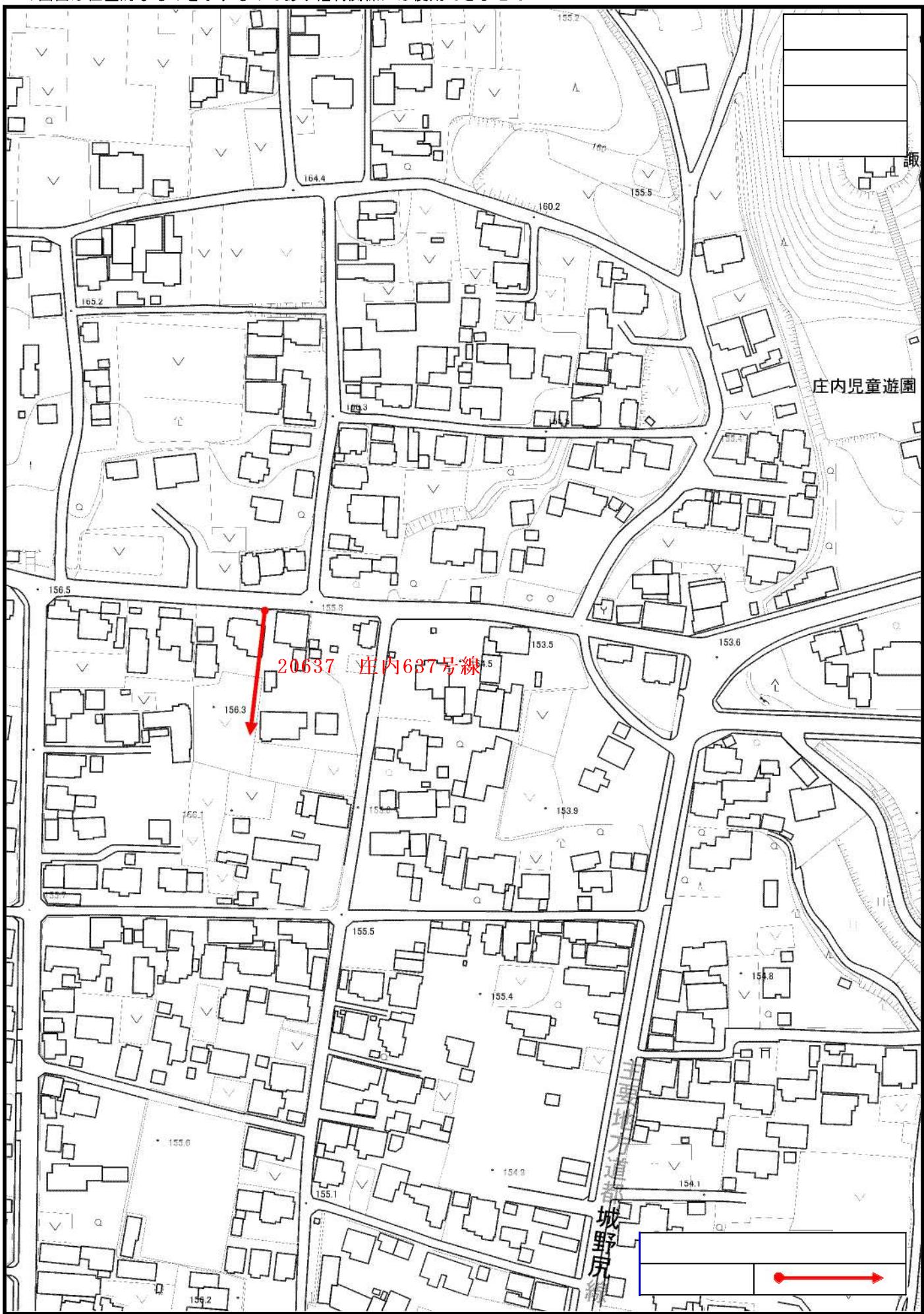


縮尺 1 : 10000

100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800
79



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

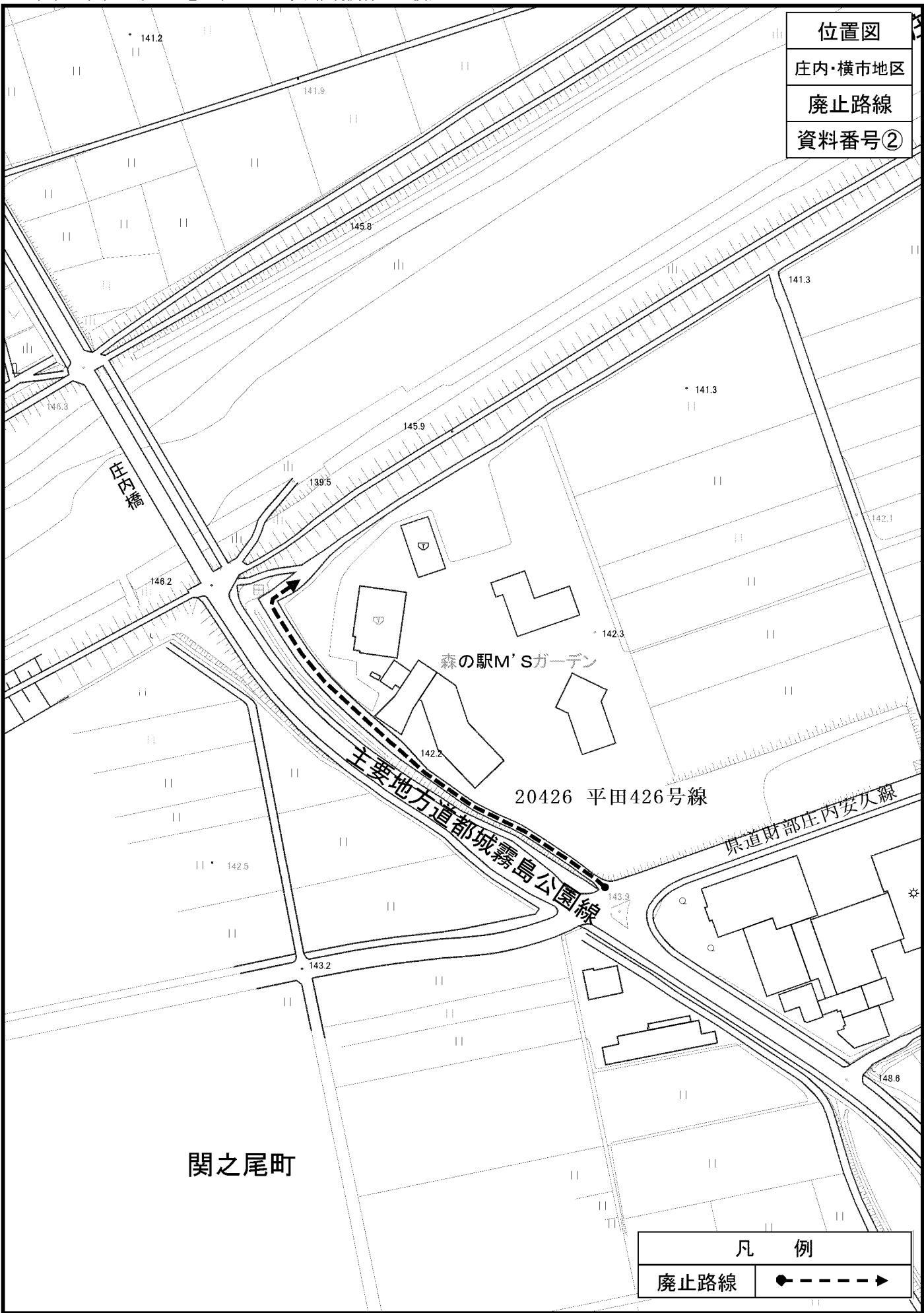


縮尺 1 : 2000

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

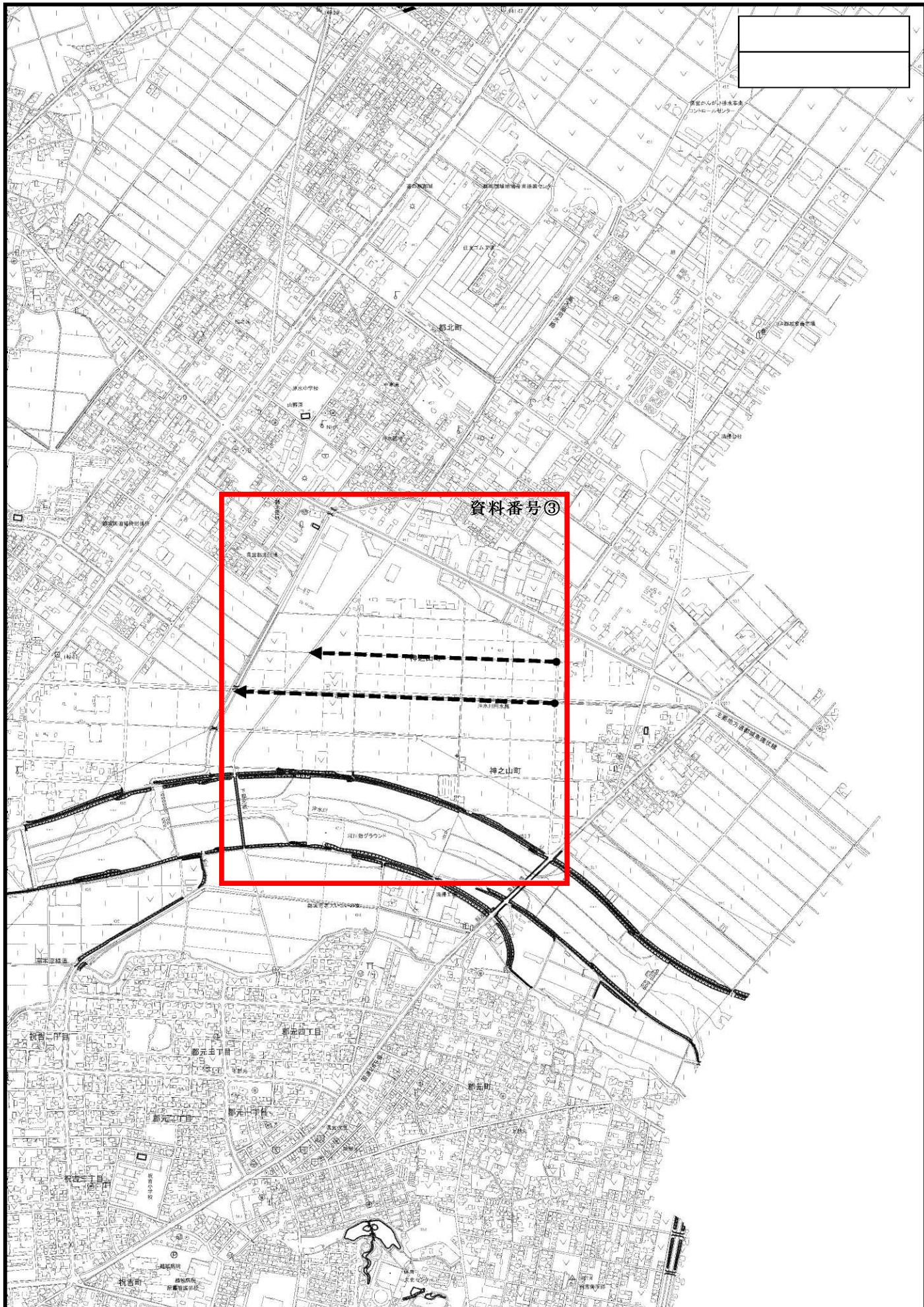


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 15000

20015010050 0 100 200 300 400 500 600 700 800

この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

位置図

沖水地区

廃止路線

資料番号③

40422 神之山422号線

40410 神之山410号線

沖水川用水路

凡 例

廃止路線



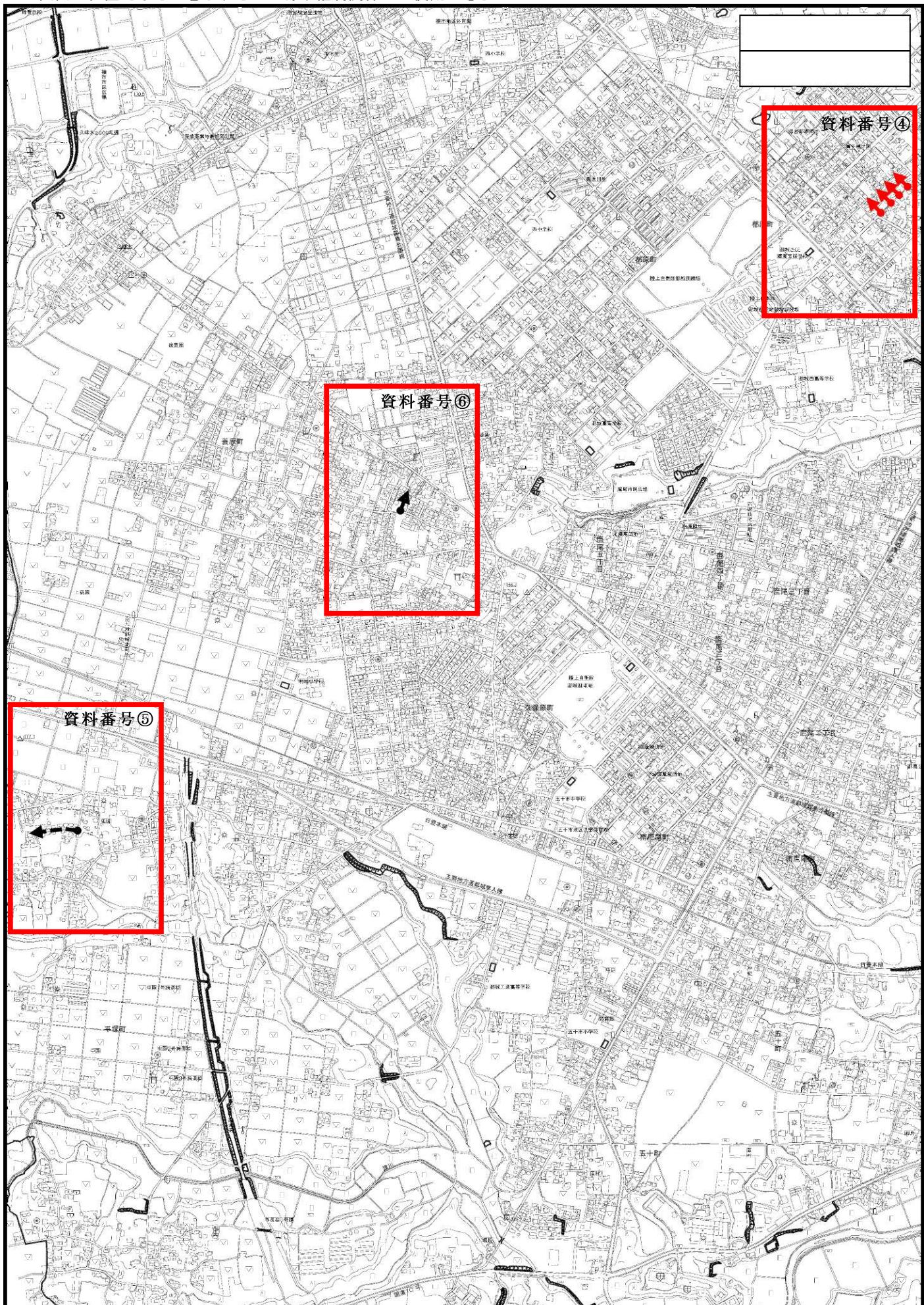
縮尺 1 : 6000

100 50 0 100 200 300 400

83



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

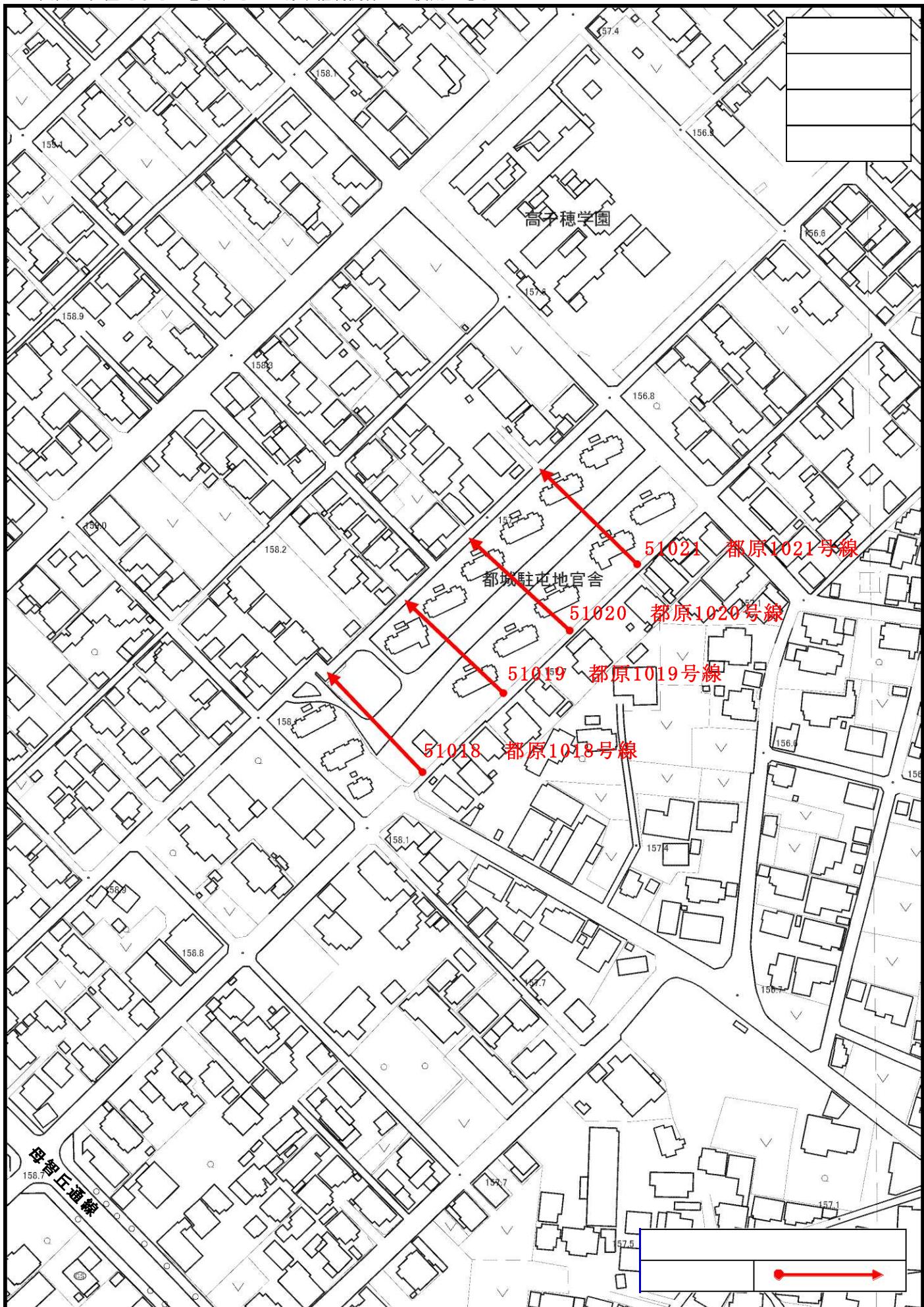


縮尺 1 : 16000

200 50 0050 0 100 200 300 400 500 600 700 800



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

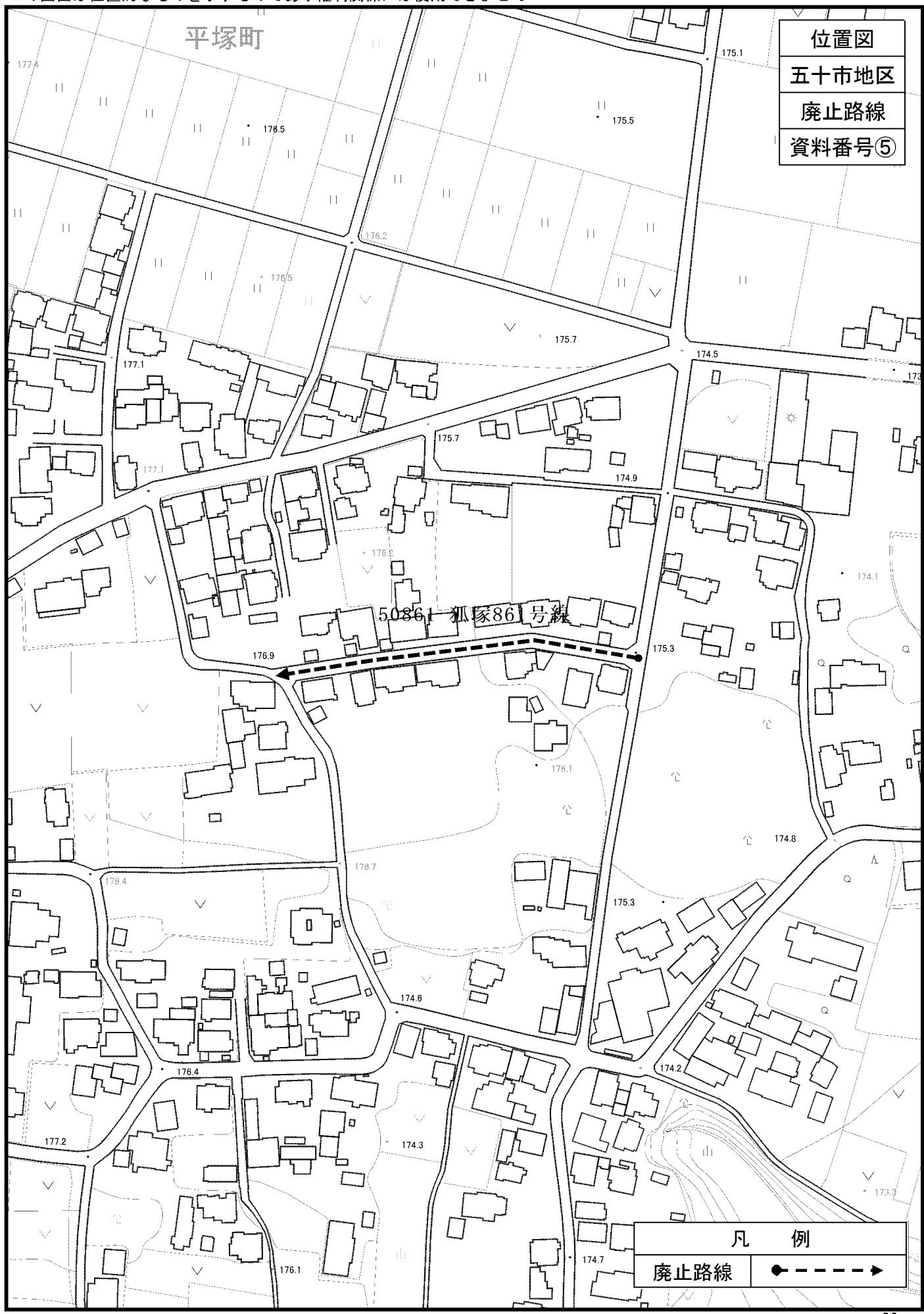


縮尺 1 : 2000

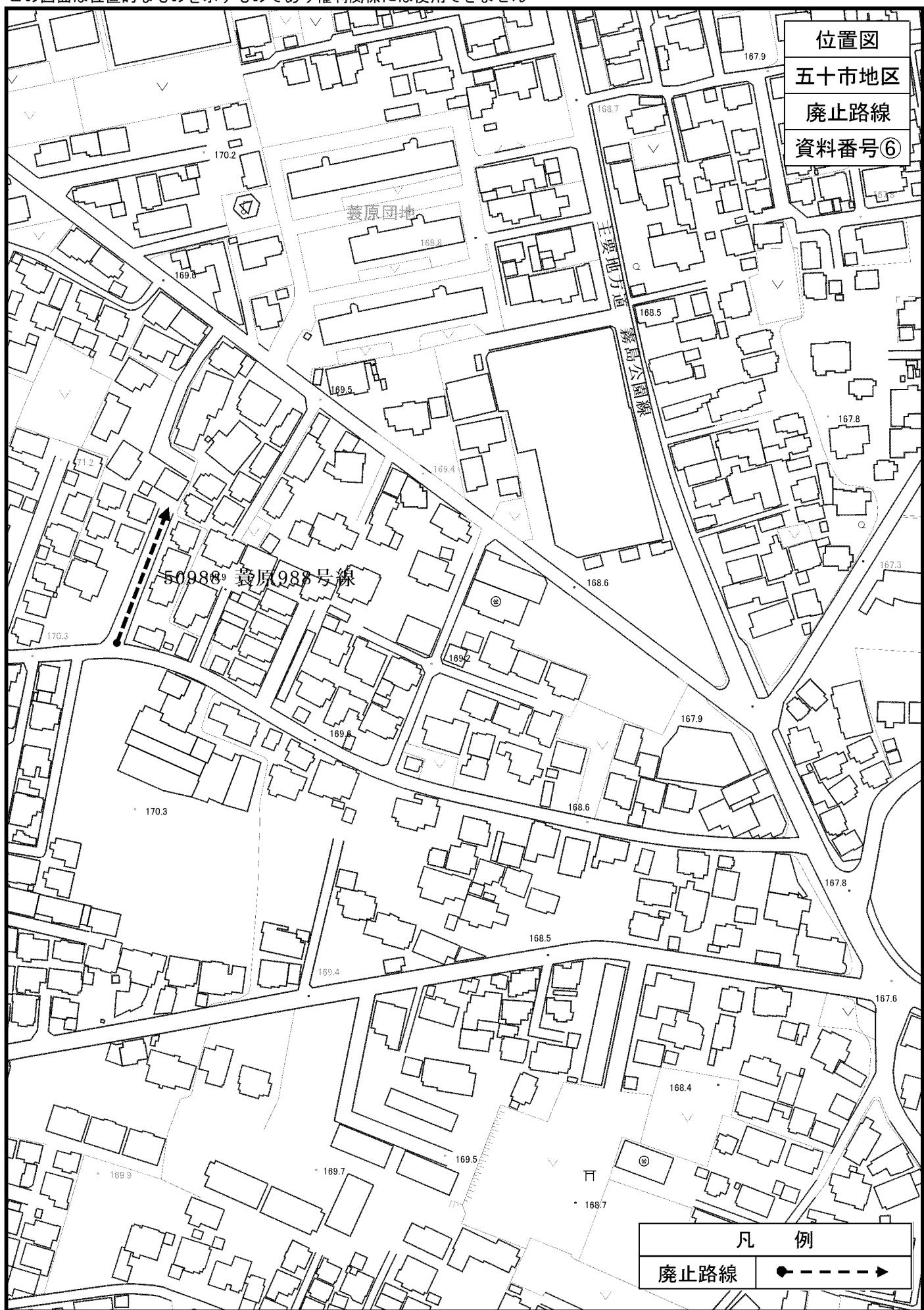
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



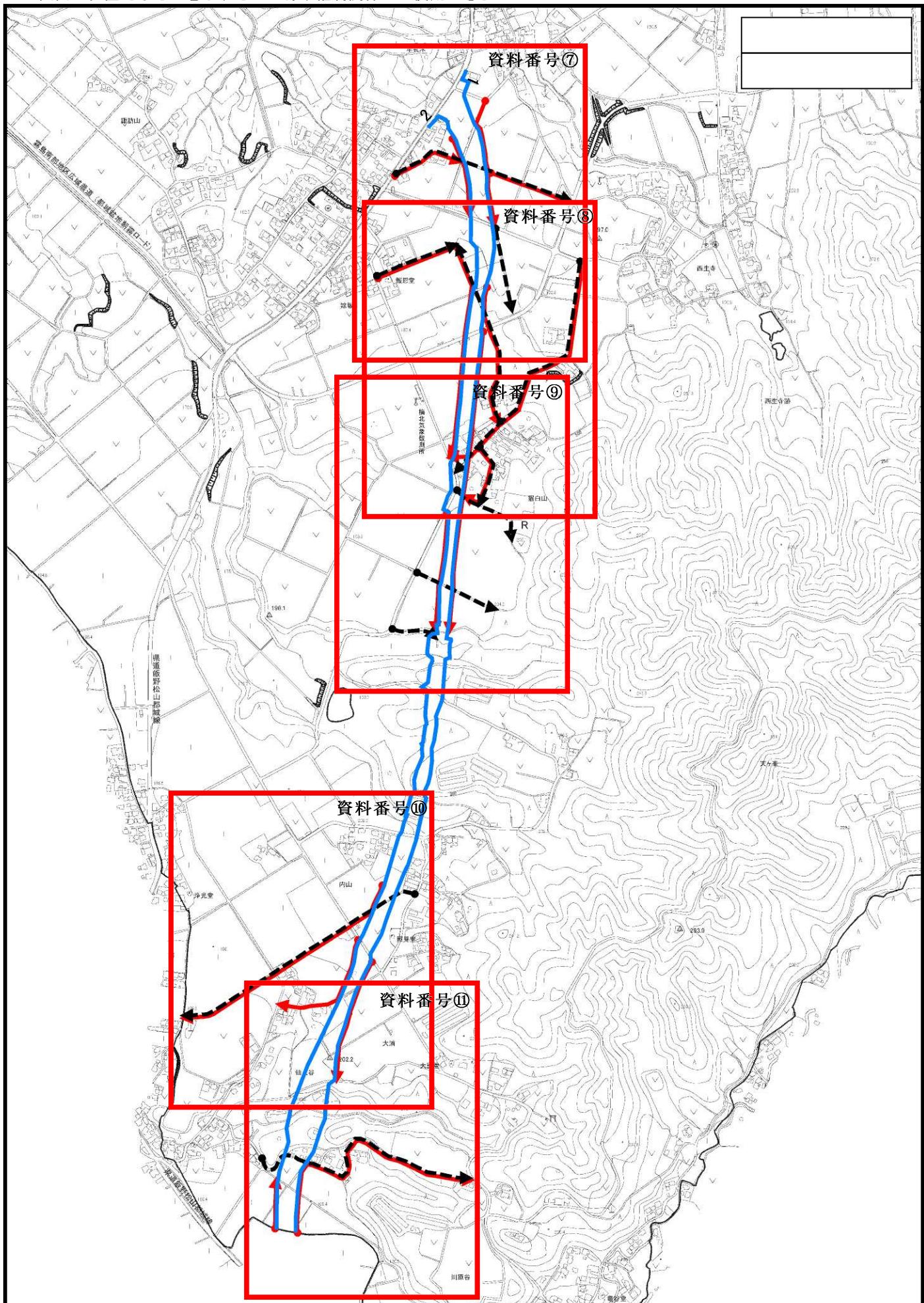
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 2000
2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

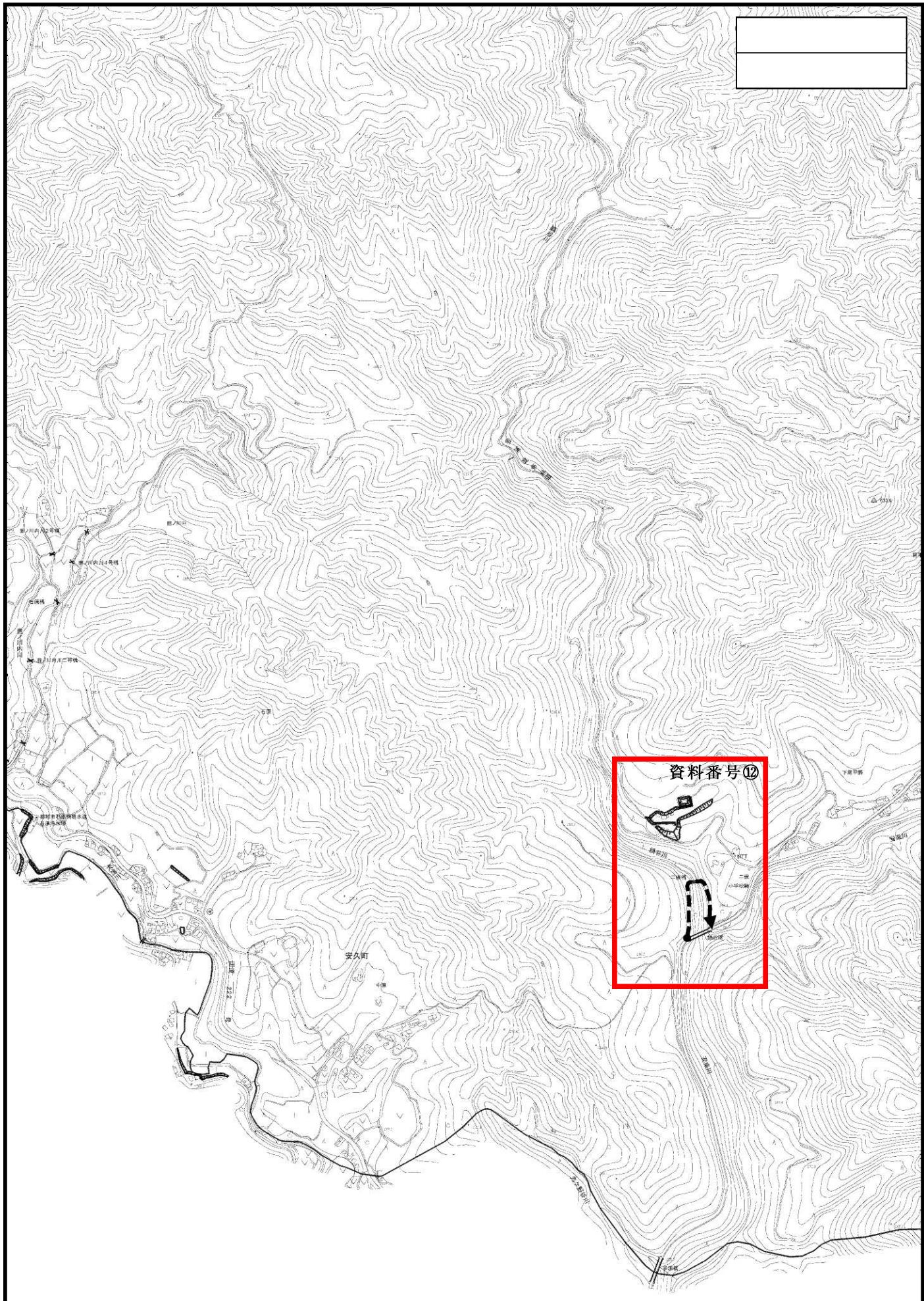


縮尺 1 : 12000

200 150 100 50 0 100 200 300 400 500 600 700 800
88



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

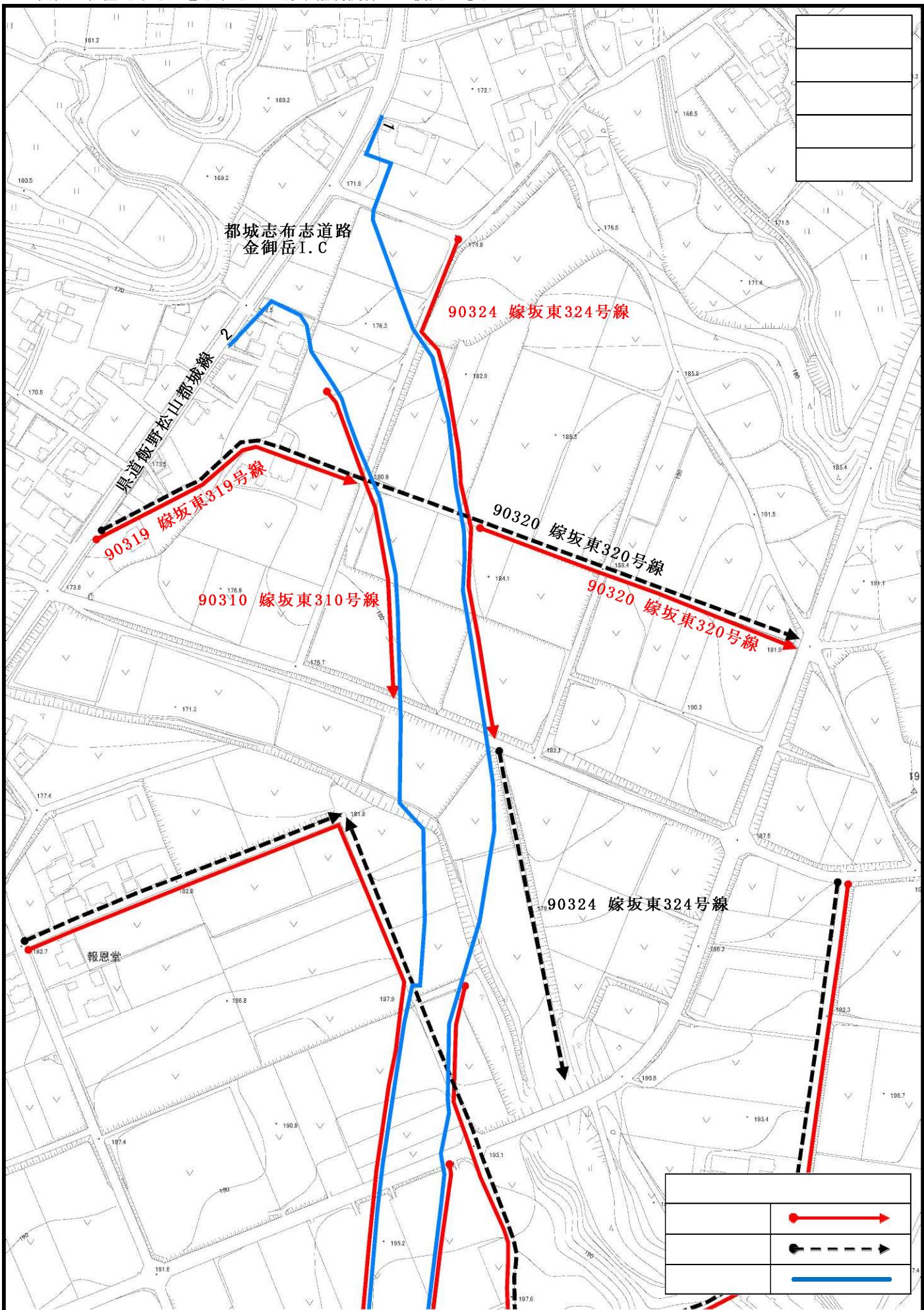


縮尺 1 : 15000

20015010050 0 100 200 300 400 500 600 700 800



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

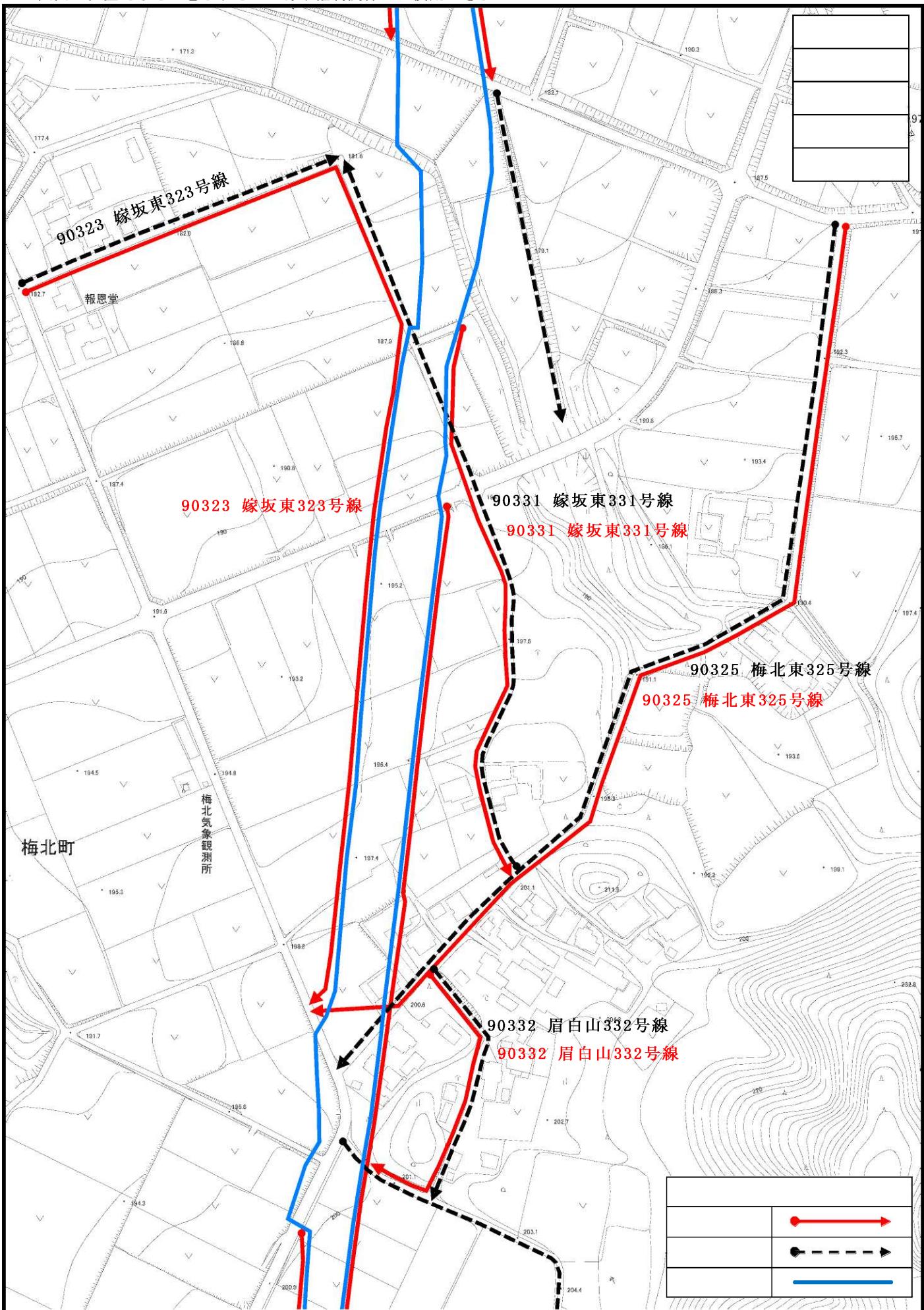


縮尺 1 : 3000

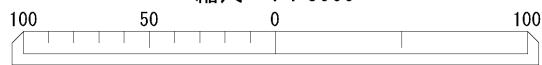
100 50 0 100



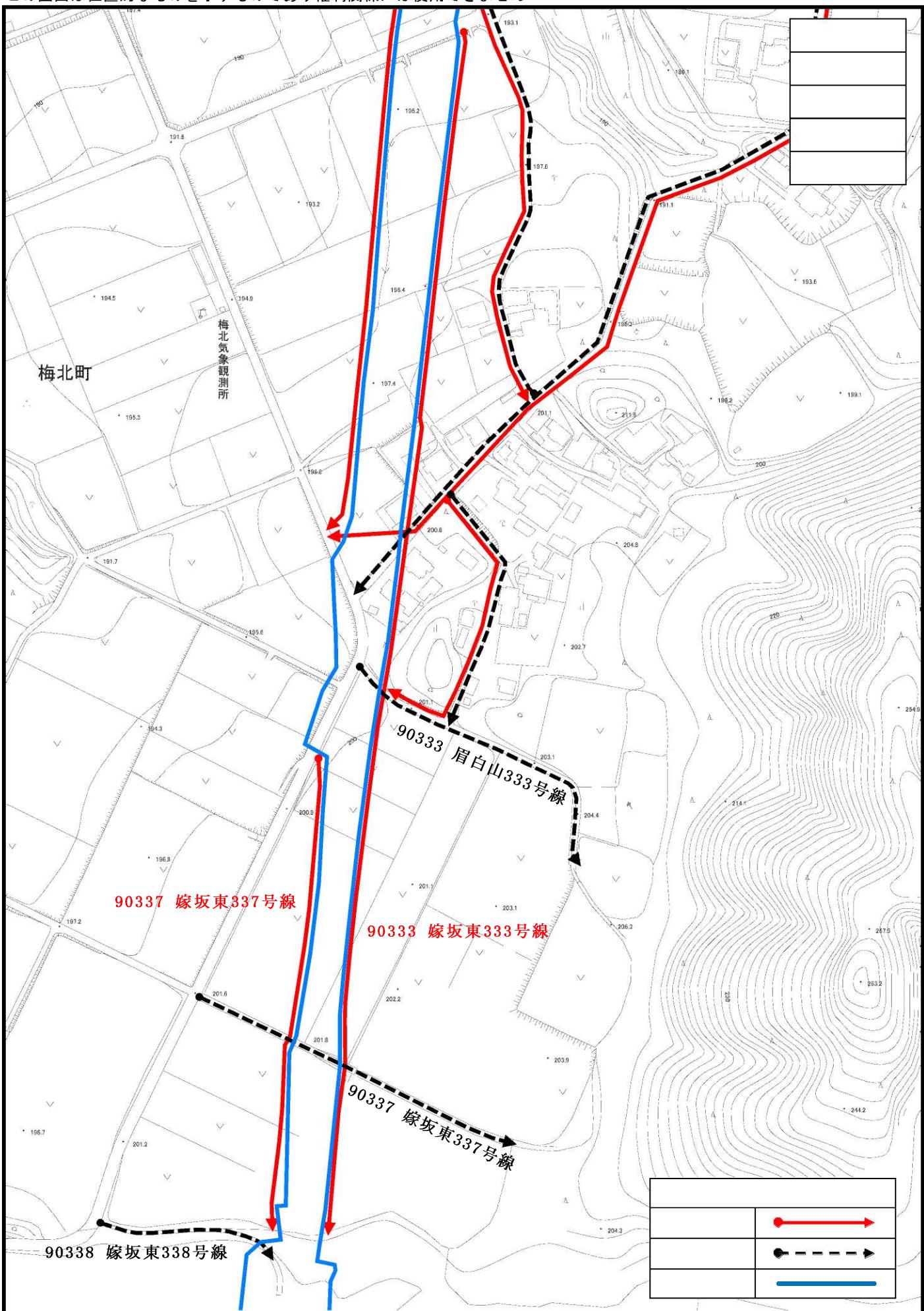
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



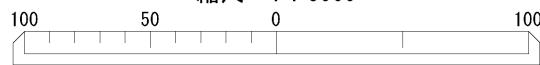
縮尺 1 : 3000



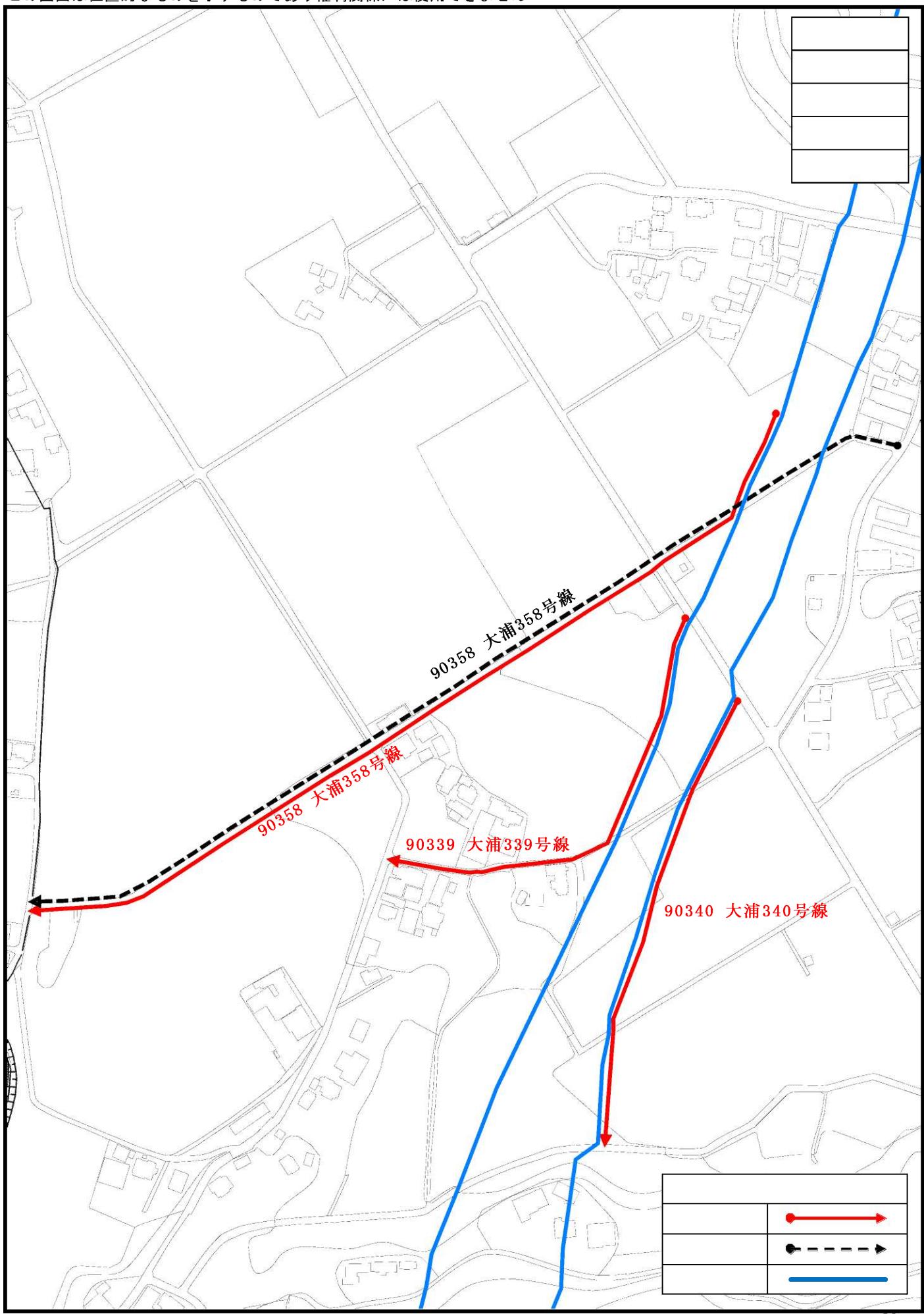
この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 3000



この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません

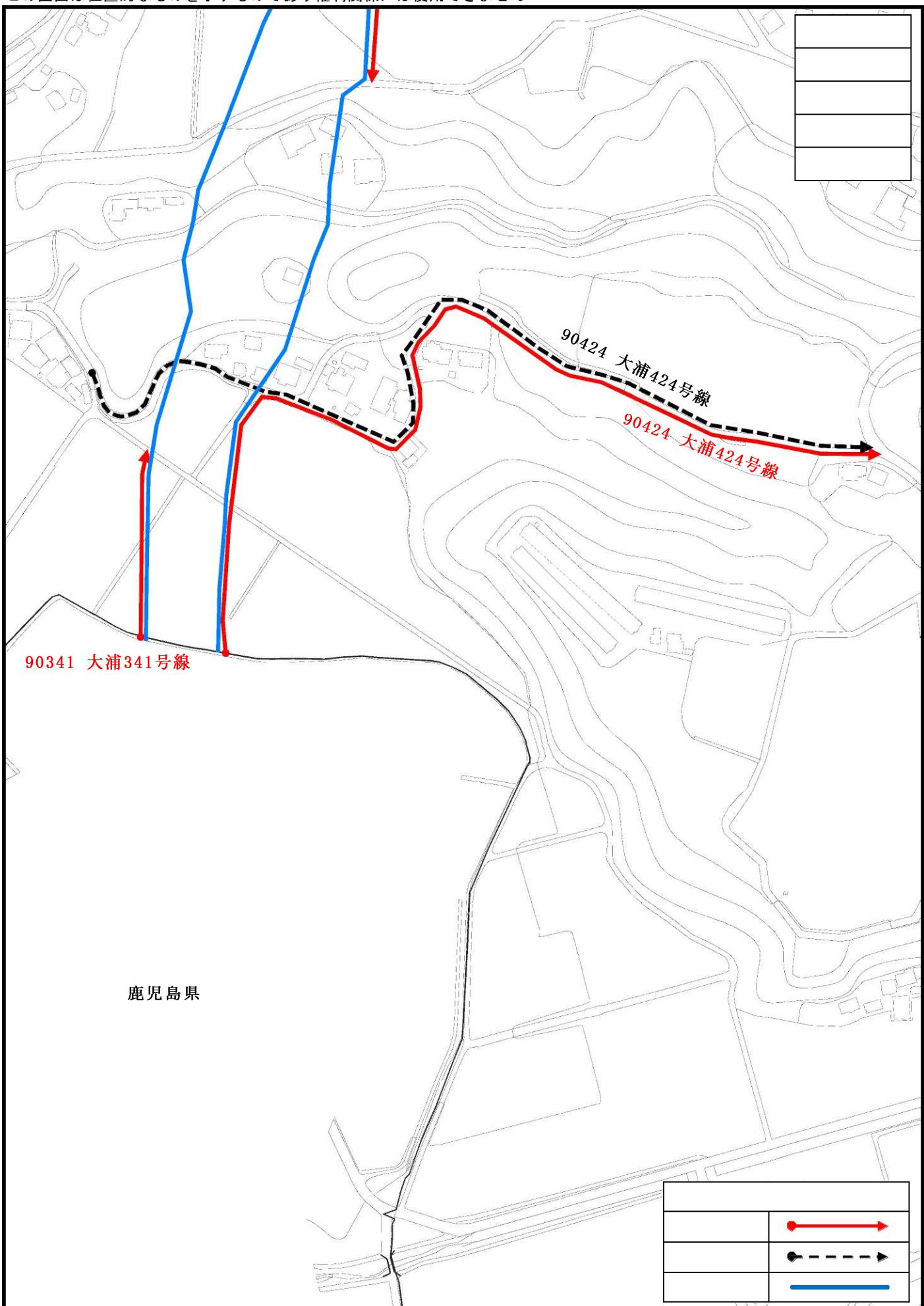


縮尺 1 : 3200

100 50 0 100 200
93

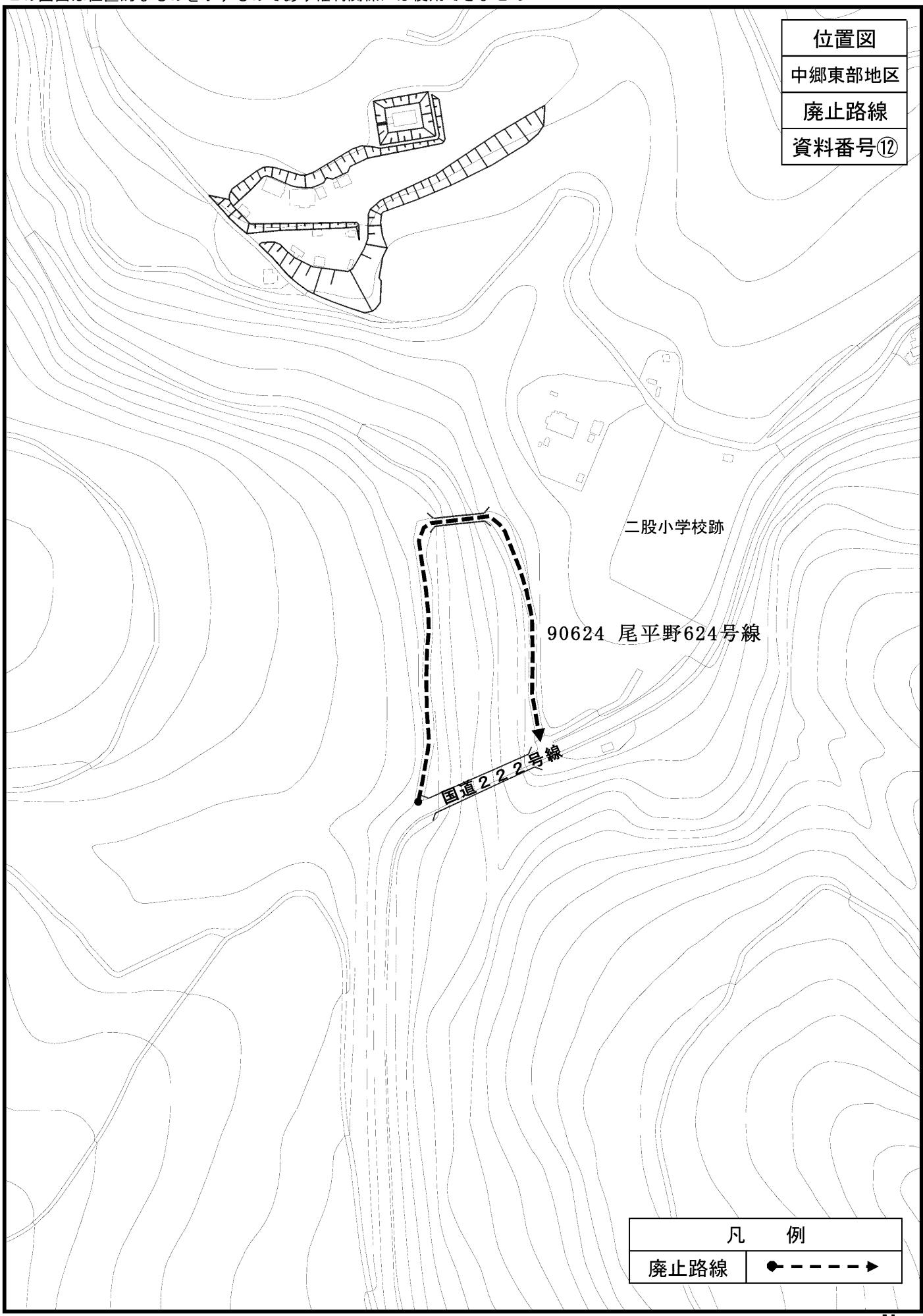


この図面は位置的なものを示すものであり権利関係には使用できません



縮尺 1 : 3200

100 50 0 100 200
94



縮尺 1 : 3000
100 50 0 100

